

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
27年－32 (27.11.30)	生活環境	<p><b>犬猫など愛玩動物の殺処分数縮減について</b></p> <p>▶<b>陳情理由</b> 鳥取県の平成26年度における犬の収容・引取り頭数は250頭（うち、傷病、死体収容などの「保護」14頭）で、前年度（320頭）からは減少している。収容数については一貫して減少傾向にあるものの、このうち所有者や、所有者ではないが引き受け手が見つかって返還となったのは計27件で、その割合は、総数からすれば1割ほどに満たない。残りは、笑気ガスなどにより安楽死させられており、檻の中で、そのときを待っている現状である。彼らはおびえながら人間を見ているそうである。非常にかわいそうである。</p> <p>本来義務のはずの狂犬病予防摂取率は7割台と、こちらも動物や人間双方のために向上させる必要があり、場合によっては公費でこれを行うことも必要だと思われる。</p> <p>上記に共通して、本来、動物を飼うからには、飼い主が責任を持たなければならない。しかし、無責任な飼い主によって、飼育が放棄され、飼い主が見つからなければ安易に捨ててしまう現状もある。これには、後発的事由による経済的な理由もあるのかもしれないが、それなら自分で次の飼い主を見つけるべきだし、そもそも飼う力の無い場合には動物を飼うのを控えるべきである。</p> <p>公教育における動物（犬、猫、馬など）とのふれあいの時間の確保などで、児童生徒のころから動物愛護の気風を醸成することが必要と思われ、学校の教育現場での実施を賜りたい。</p> <p>一方、動物病院における医療費は、いわゆる自由診療で高額となり、重大な病気の場合、その医療費が何十万円になることもあり、保険加入率が低いことも考えると、医療費の低額化や、保険加入率向上など、動物の医療を身近にして、県民と動物が共生できる豊かな社会が構築されることが好ましい。</p> <p>県は平成26年度から、公益財団法人動物臨床医学研究所「アミティエ」と連携し、県の動物愛護センター機能を一部委譲するなど、動物愛護の取組を推進されているところであるが、さ</p>	足羽 佑 太 (倉吉市)

らなる取組強化をお願いするべく、本陳情を提起するものである。

▶**陳情事項**

鳥取県における、犬や猫など愛玩動物の殺処分数を減少させるため、陳情の理由のとおり、抜本的な対策をとること。